

株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章～第9章（略）</p> <p>第10章 雑則（<u>第286条の2</u>－第295条）</p> <p>附則</p> <p>（信託の記載又は記録の同時申請）</p> <p>第54条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 信託法第56条第1項（<u>第5号及び第7号に係る部分を除き、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第33条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第183条第6項において同じ。</u>）の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があった場合においては、新受託者は、前項に準じ、増加記載等申請及び受託者変更記載等申請をすることができる。</p> <p>（信託の記載又は記録の同時申請）</p> <p>第183条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 信託法第56条第1項の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があった場合においては、新受託者は、前項に準じ、増加記載等申</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第9章（略）</p> <p>第10章 雑則（<u>第287条</u>－第295条）</p> <p>附則</p> <p>（信託の記載又は記録の同時申請）</p> <p>第54条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 信託法第56条第1項第1号から第4号まで若しくは第6号又は公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第8条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があった場合においては、新受託者は、前項に準じ、増加記載等申請及び受託者変更記載等申請をすることができる。</p> <p>（信託の記載又は記録の同時申請）</p> <p>第183条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 信託法第56条第1項第1号から第4号まで若しくは第6号又は公益信託ニ関スル法律第8条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の</p>

請及び受託者変更記載等申請をすることができる。

(株主確定日等が株式等振替業に係る休業日である場合の株主確定日等から遡って期間又は日数を計算する規定の適用)

第286条の2 株主確定日、投資主確定日、優先出資者確定日、新株予約権者確定日、新投資口予約権者確定日、新株予約権付社債権者確定日又は受益者確定日（以下この条において「株主確定日等」という。）が株式等振替業に係る休業日である場合における第65条第1項第2号イその他の株主確定日等から遡って期間又は日数を計算する規定の適用については、当該規定中「株主確定日」とあるのは「株主確定日の前営業日」と、「投資主確定日」とあるのは「投資主確定日の前営業日」と、「優先出資者確定日」とあるのは「優先出資者確定日の前営業日」と、「新株予約権者確定日」とあるのは「新株予約権者確定日の前営業日」と、「新投資口予約権者確定日」とあるのは「新投資口予約権者確定日の前営業日」と、「新株予約権付社債権者確定日」とあるのは「新株予約権付社債権者確定日の前営業日」と、「受益者確定日」とあるのは「受益者確定日の前営業日」とする。

変更があった場合においては、新受託者は、前項に準じ、増加記載等申請及び受託者変更記載等申請をすることができる。

(新設)

## 2. 附 則

この改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

以 上

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（株主確定日等が株式等振替業に係る休業日である場合の株主確定日等から遡って期間又は日数を計算する規定の適用）</p> <p><u>第358条の2 株主確定日、投資主確定日、優先出資者確定日、新株予約権者確定日、新投資口予約権者確定日、新株予約権付社債権者確定日又は受益者確定日（以下この条において「株主確定日等」という。）が株式等振替業に係る休業日である場合における第81条第1号その他の株主確定日等から遡って期間又は日数を計算する規定の適用については、当該規定中「株主確定日」とあるのは「株主確定日の前営業日」と、「投資主確定日」とあるのは「投資主確定日の前営業日」と、「優先出資者確定日」とあるのは「優先出資者確定日の前営業日」と、「新株予約権者確定日」とあるのは「新株予約権者確定日の前営業日」と、「新投資口予約権者確定日」とあるのは「新投資口予約権者確定日の前営業日」と、「新株予約権付社債権者確定日」とあるのは「新株予約権付社債権者確定日の前営業日」と、「受益者確定日」とあるのは「受益者確定日の前営業日」とする。</u></p>	<p>（新設）</p>

2. 附 則

この改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

以 上